

広島県警察第二機動隊の組織および運用に関する訓令

昭和37年6月25日

本部訓令第22号

この訓令は、災害、騒乱その他集団不法事案に対処する臨時の警察部隊である広島県警察第二機動隊の組織及び運用を定めたもの。